

令和8年度 駒ヶ根市中小企業販路拡大支援事業のご案内

■事業目的

本事業は、市内中小企業者の販路拡大を支援し、当市産業の振興を図ることを目的とし、市内で製造業を営む中小企業者が、展示会等に出展するために要する以下の経費を補助するものです。

■対象事業者

駒ヶ根市内に本社及び主たる拠点を有する中小企業者で、製造業を営む事業者。

※本補助金における「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める事業者をいいます。

■補助対象事業

市内で製造業を営む中小企業者が行う、以下の事業が対象です。

(1) 国内外で行われる展示会への出展。

(自社製品または技術力を紹介するための展示会。現地即売会は対象外。)

(2) 自社製品または技術力を紹介し、販路拡大を目指すマッチングサイト等への掲載。

※R8年度追加

■補助対象経費

補助対象事業に要する経費のうち、次の経費が対象です。

- ・ 出展小間料
- ・ 小間装飾経費
- ・ 出展物搬出入経費
- ・ 出展に関わる光熱水費
- ・ 展示品製作経費 ※R8年度拡充
- ・ パンフレット、PR動画等作成経費 ※R8年度拡充

(注意) 対象外となる経費の例

- ・ 人件費（従業員の給与など）
- ・ 間接経費（振込手数料、交通費、旅費、通信費、食糧費など）
- ・ 汎用性が高い備品等の購入費（パソコンやタブレットなど他にも転用できる物）

■申請期間等

申請期間：令和8年4月1日（水）～令和9年1月29日（金）

実績報告期限：令和9年2月26日（金）

(注意) 令和9年2月26日（金）までに支払いが完了する経費が対象です。

(小間料等を事業認定前に支払う必要がある場合は、事前にご相談ください)

■補助額等

補助率 対象経費の3分の2以内（1,000円未満切り捨て）

補助上限額 1事業あたり上限50万円

（1社あたりの年度内上限額は100万円、上限以内であれば複数回申請可）

■申請書類

【手順1】展示会出展前・マッチングサイト掲載前

- ・事業認定申請書（様式第1-1号）
- ・実施計画書 兼 収支予算書（様式第1-2号）
- ・誓約書 兼 同意書
- ・出展する展示会の概要がわかる書類（パンフレット、出展者案内など）
- ・市内に事業所を有し、製造業を営んでいることが確認できる書類（直近の確定申告書と法人事業概況説明書など）

【手順2】展示会出展後・マッチングサイト掲載後

- ・交付申請書 兼 事業完了届（様式第2-1号）
- ・収支決算書（様式第2-2号）
- ・対象経費の支払いを証明する書類（請求書及び領収書）
- ・展示会へ出展したことがわかるもの（当日写真及びパンフレット等）

【手順3】交付決定通知書受理後

- ・請求書（様式第3号）

※詳細は別紙チェックリストをご確認ください。

■注意事項

- ・申請内容に虚偽の記載があった場合や補助要件を満たさないことが判明した場合は、補助金の取り消しや返還を求めることがあります。
- ・補助対象経費に該当するか判断に迷う場合は、事前にご相談ください。
- ・補助事業が適切に実施されているか監査の対象となる可能性がございます。補助対象経費の支払いに係る疎明資料は、必ず保管してください。
- ・提出期限までに各書類の提出がない場合は補助金を交付できないことがあります。ご注意ください。

お問い合わせ先

駒ヶ根市 産業部 商工観光課 工業係

電話：0265-83-2111（内線434）

メール：kogyo@city.komagane.lg.jp